

日本学生支援機構 納付奨学金【学部】 やむを得ない事情による成績不振について

災害・傷病等のやむを得ない事由により学業不振になった場合は、納付奨学金の受給が継続される可能性があります。

給付型奨学金申請の次年度受給に係る適格認定（学業）について、修得単位数等が学力基準を満たさない場合でも、「斟酌すべきやむを得ない事情（災害、傷病、その他やむを得ない事由等）」がある場合は、例外的に「廃止」「停止」「警告」の処分を受けず、「継続」の判定を受けることができます。

■ 対象者

給付型奨学金を受給中（支援対象外になり停止中の者も含む）で2025年度の成績（春・秋）が「廃止」「警告」に該当するか、卒業延期の決定により「廃止」となる見込みの者のうち、学業不振の理由が、下記1～4に該当する者。

- 1) 本人または家族の傷病等（心身問わず）の療養・介護
- 2) 生計維持者の傷病による困窮に係るアルバイト過多
- 3) 災害や事故、事件の被害者となったことによる授業出席困難
- 4) その他本人に帰責性がないやむを得ない事由

※学費・生活費のためのアルバイト過多による成績不振、

コロナウイルス等の感染症への一時的な罹患による試験出席困難等は認められません。

成績の基準は[こちら](#)



■ 申告方法

YNUメールから経済支援係（gakusei.keizai@ynu.ac.jp）へ直接申し出
※本人または家族の状況について、可能な限り詳細にご記載ください。

■ 申告期限

2026年3月19日（木）【厳守】

■ 必要書類

上記1～4の事実を客観的に証明できるもの。

- 医師の診断書・入院証明書
- 罹災証明書
- 事実を証明できる第三者による証明書類 など

※証明書等がない場合でも、事情聴取等により事実が確認できれば、斟酌すべき対象と認定できる場合がありますので、事由該当者は必ず申し出てください。

■ 注意事項

申し出があった場合でも、学業不振の理由として、斟酌すべきか否かの判定がありますので申請を行えば必ず認められるわけではありません。

2025年12月15日

学生支援課 経済支援係

掲示期限：2026年9月末

学生支援課ウェブサイト ⇒⇒⇒⇒

<http://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/expense/>

横浜国立大学ウェブサイト > 教育・学生生活 > 学生支援課ウェブサイト

